

浄化槽維持管理のしおり



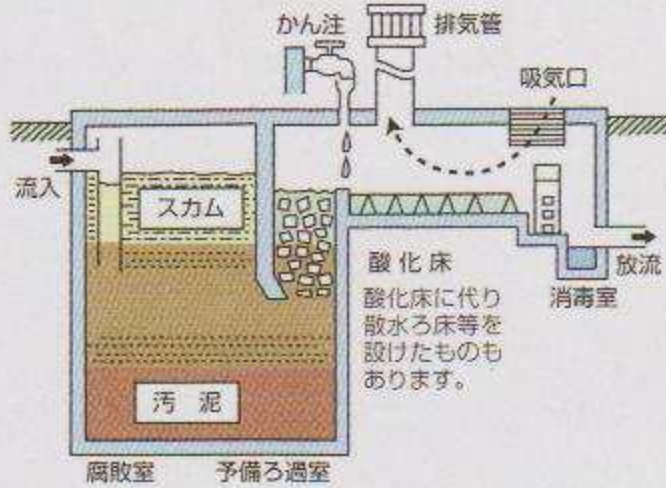
浄化槽を設置されている皆さん!!

- 1** 浄化槽から出る水をきれいな水として河川などへ放流するために正しい浄化槽の使い方や維持管理（保守点検・清掃・定期検査）について理解を深めてくださるようお願いします。
- 2** 公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域を「処理区域」といいます。処理区域内の浄化槽設置者は、一日も早く必要な排水設備を設置し、公共下水道へ直結してくださるようお願いします。

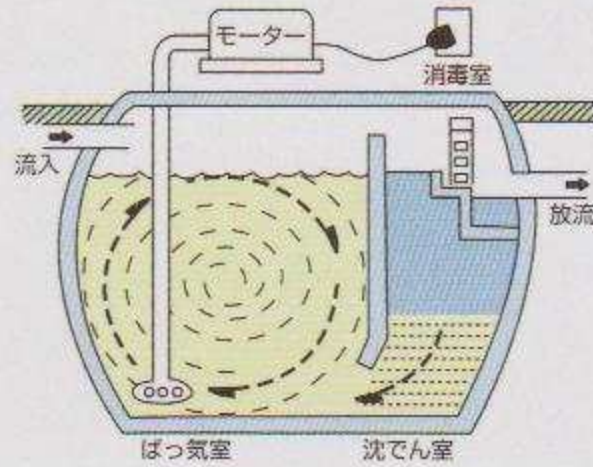
浄化槽の種類

■単独浄化槽 (みなし浄化槽) (し尿だけを処理)

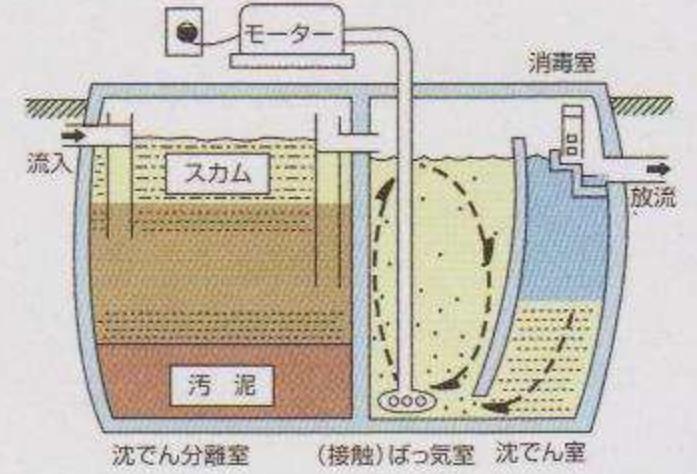
単独浄化槽 (みなし浄化槽) には、し尿を自然に沈でん分解し浄化する「腐敗タンク方式」、モーターで空気を送り、し尿を分解し浄化する「全ばっ気方式」、これらの両方の機能で浄化する「分離 (接触) ばっ気方式」等があります。



腐敗タンク方式



全ばっ気方式

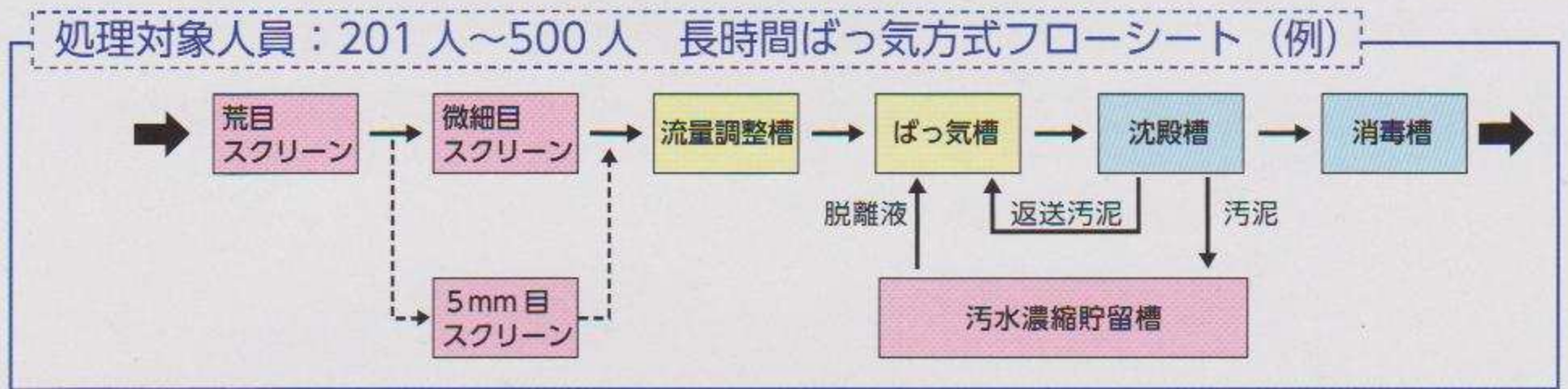


分離 (接触) ばっ気方式

し尿だけを処理する「単独浄化槽」(みなし浄化槽) の新設は、原則として、できません。

■合併浄化槽 (炊事洗濯等の雑排水とし尿を併せて処理)

合併浄化槽には、回転板接触方式、接触ばっ気方式、長時間ばっ気方式等があります。



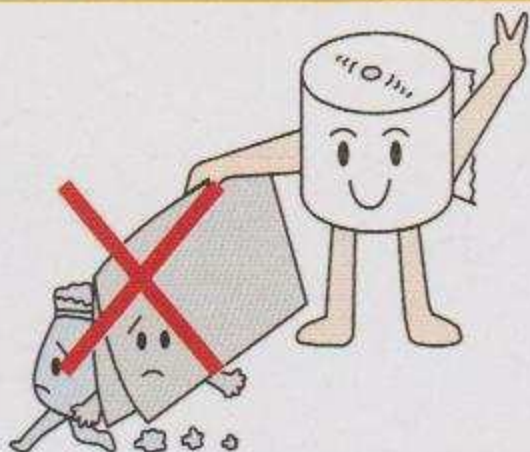
※他にも小型合併浄化槽 (50人以下)、変則合併浄化槽などがあります。

浄化槽の正しい使い方

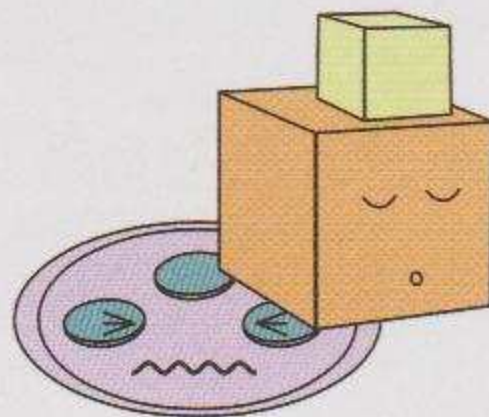
トイレの掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。

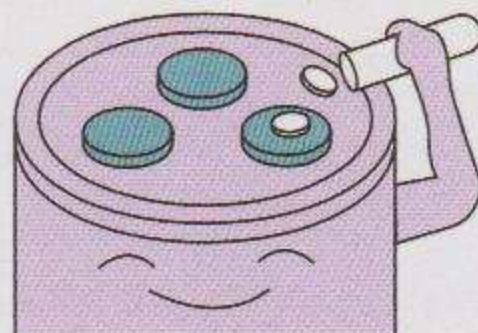


マンホールの上に物を置かない。蓋はいつも閉めておく。

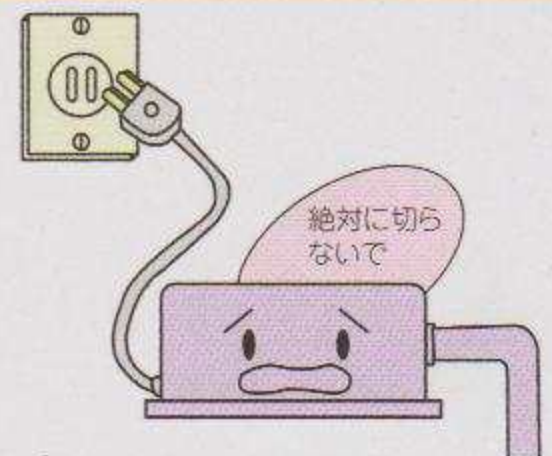


消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。

消毒剤は定期的に補給し、切れることのないように注意してください。



浄化槽の電源は切らない。通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



故障や異常が発生した場合は、直ちに保守点検業者に連絡し処置してください。



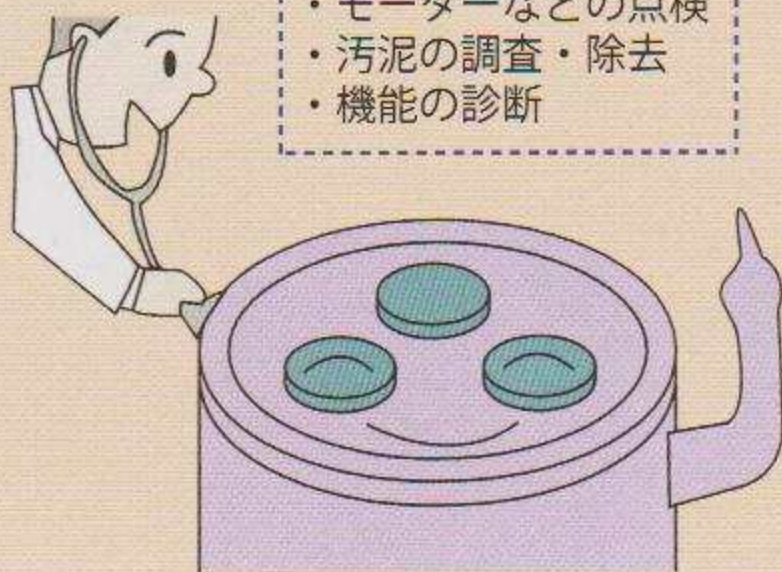
維持管理の 必要性

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理をすることが大切です。

このため、保守点検と清掃を定期的に行うとともに、法定検査を受けることが浄化槽法により設置者に義務づけられています。維持管理が適正に行われないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、臭気の発生や水質の悪化など地域の環境汚染の原因となります。また、故障箇所を早めに修理しないと、機能を正常に戻すために、かえって多額の費用がかかることにもなります。

保守点検

- ・消毒薬の点検・補給
- ・モーターなどの点検
- ・汚泥の調査・除去
- ・機能の診断



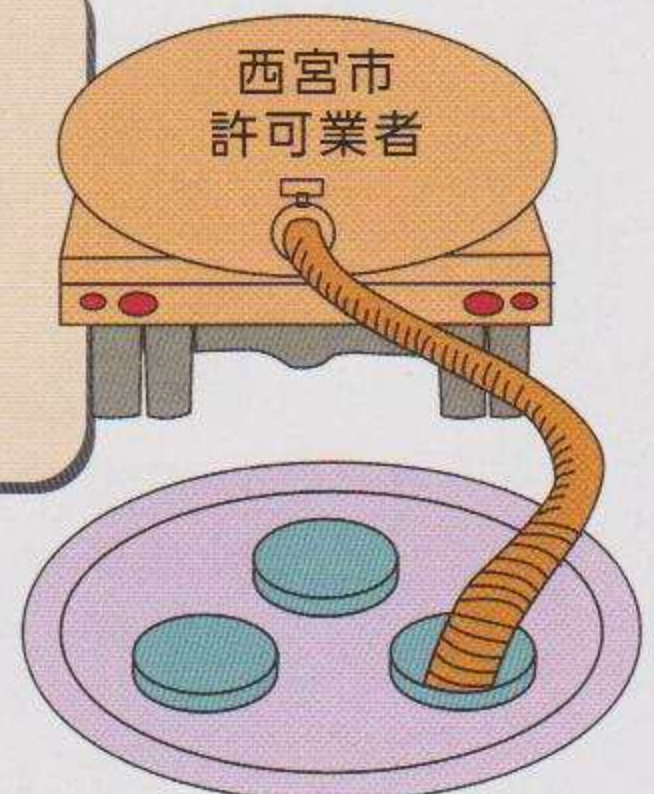
浄化槽は健康管理というべき保守点検が必要です。保守点検は西宮市に登録した保守点検業者に依頼してください。

※保守点検回数と手数料は別紙のとおり。登録業者のことは美化第3課へお問い合わせください。

清 掃

清掃の時期は、保守点検に基づきその時期を決定しますが、年1回は行ってください。全ばっ気方式にあっては、おおむね6ヵ月ごとに1回以上行ってください。清掃は西宮市の許可を受けた業者に依頼してください。

※許可業者一覧と清掃の手数料は別紙のとおり。



法定検査

I 検査の制度

- ① はじめての検査（浄化槽法第7条検査）
浄化槽の使用開始後6～8ヵ月の間に受けなければならない検査で、適正に設置されているかどうかをみるものです。
- ② 定期検査（浄化槽法第11条検査）
毎年1回行わなければならない検査で、保守点検・清掃を含む維持管理状況、水質検査などにより浄化槽の運転管理を確認するものです。

II 検査の機関

一般社団法人兵庫県水質保全センター（兵庫県知事が指定する検査機関）が行う水質に関する検査を受けていただきます。

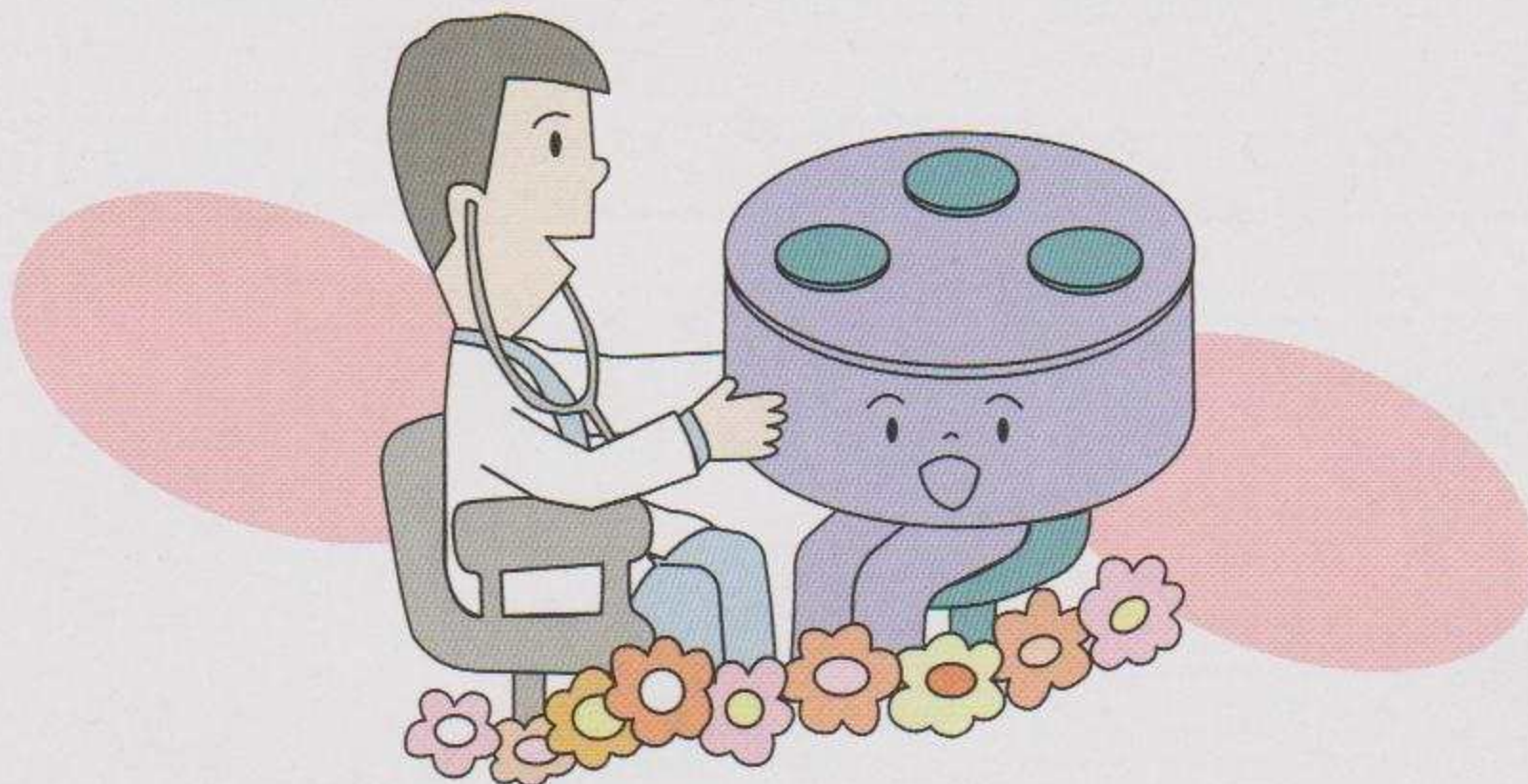
なお、20人槽以下の浄化槽については、年1回の定期検査を指定検査員補の認定を受けた者に委託することができる制度があります。くわしくは、一般社団法人兵庫県水質保全センターにお問い合わせください。

(*1) 指定検査員制度により認定された浄化槽管理士

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3-8

TEL. 078-306-6020 FAX. 078-306-6038



問い合わせ先

西宮市環境局環境事業部

美化第3課

〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目3番

TEL. 0798-33-0779 FAX. 0798-35-9169

公共下水道に関する問い合わせ先 下水整備課

TEL. 0798-32-2263